

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 連結納税制度のアウトライン

Q : 連結納税制度のアウトラインがまとまったようですが、内容を教えてください。

A : 適用法人や連結グループ加入時の時価課税、欠損金の取扱いなどが示されています。

【解説】

政府税制調査会は先月、来年度改正で導入予定の連結納税制度の骨格を固めました。

それによると、連結納税制度の適用法人は、内国法人である親会社とその100%子会社とし、連結税額は親会社が申告納付する一方で、子会社にも連帯納付義務を課しています。

また、連結グループへの加入時の取扱いについては、加入法人の資産（固定資産、土地等、金銭債権、有価証券及び繰延資産）を時価評価することを原則としつつ、適格合併により被合併法人の子会社等が加入した場合など一定の場合には、時価評価の対象外としています。

一方、連結納税制度の適用開始前及び連結グループへの加入前に生じた欠損金の繰越は認めない方向が示されているほか、連結グループ内の法人間で行われた固定資産や土地等の移転による譲渡損益についてはいわゆる内部取引として、その資産が連結グループ外に譲渡されるまで計上を繰り延べることとし、連結グループ内の法人間で行われた寄付金については、その全額を損金不算入にすることとされています。

連結納税制度は、今後年末の大綱とりまとめに向け、今回の政府税調案をベースに細部についての論議が行われることとなります。

